

平成30年(国)第715号

平成31年3月29日裁決

主文

後記「事実」欄第3の2記載の原処分を取り消す。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「60年改正法」という。)附則第14条の規定による老齢基礎年金の額を加算額(以下「振替加算額」という。)について、時効により消滅した平成〇年〇月以前分の支給を求めるとのことである。

第2 事案の概要

本件は、国民年金法(以下「国年法」という。)第26条の規定により老齢基礎年金の支給を受けていた請求人が、その老齢基礎年金に振替加算額が加算されていないことが判明したので、厚生労働大臣に対し国民年金老齢基礎年金額加算開始事由該当届(以下「加算事由該当届」という。)を提出したところ、5年の経過により時効消滅している平成〇年〇月以前分を除いた、同年〇月分から支給する旨の処分(以下「原処分」という。)を受けたため、それを不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたという事案である。

第3 本件再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- 1 請求人は、国年法第26条の規定により老齢基礎年金の支給を受けていたが、その受給する老齢基礎年金に振替加算額が加算されていなかったため、請求人は、平成〇年〇月〇日付で、厚生労働大臣に対し加算事由該当届を提出した。
- 2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、老齢基礎年金の振

替加算額の対象者であると認定し、5年の経過により時効消滅している平成〇年〇月分から同年〇月分までを除き、同年〇月分から振替加算額を支給する旨の処分(原処分)をした。

- 3 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し再審査請求をした。

第4 当事者等の主張の要旨(略)

理由

第1 問題点

- 1 60年改正法附則第14条第2項は、大正15年4月2日から昭和41年4月1日までの間に生まれた者が、65歳に達した日以後において、老齢厚生年金又は退職共済年金(いずれも、その額の計算の基礎となる月数が240月以上であるものに限る。)の受給権者であるその者の配偶者によって生計を維持していたときは、その者に係る老齢基礎年金の額は振替加算額を加算した額とすると規定している。そして、上記規定を承けた国民年金法施行規則第17条の3は、振替加算額を受けることができる老齢基礎年金の受給権者は、60年改正法附則第14条第2項の規定に該当するに至ったときは、速やかに加算事由該当届を提出しなければならないと規定している。

- 2 本件の問題点は、請求人について平成〇年〇月以前分の振替加算額を支給を認めることができるかどうか、ということである。

第2 当審査会の判断

- 1 本件の場合、請求人がその老齢基礎年金に振替加算額を加算した同年金の支給を受ける権利を取得したのは、請求人が65歳に達した日の属する月である平成〇年〇月であるが、請求人が加算事由該当届を提出したのは、平成〇年〇月〇日である。

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律(平成19年法律第111号)による改正

前の国年法第102条第1項は、年金給付を受ける権利は、5年を経過したときは、時効によって消滅する旨を、また、会計法第30条は、国に対する権利で金銭の給付を目的とするものについては、5年間これを行わないときは時効により消滅する旨を規定している。したがって、本件において請求人に振替加算額の受給権が発生したのは平成〇年〇月であるが、請求人がその支給を請求したのは同月から5年以上経過した後の平成〇年〇月であるから、本件に係る振替加算額について上記の国年法の規定をそのまま適用すると、振替加算額の受給権は請求時には既に時効によって消滅していたことになるが、保険者はこのような場合において、受給権の行使自体は是認するという行政措置をとるのを例とした上で、これに基づいて支払期日ごとに発生する年金給付の支給を受ける権利については、会計法の上記規定により5年の経過をもって時効により消滅しているとして、上記のように振替加算額のうち、平成〇年〇月以降分についてのみこれを支給するとしたものと認められ、原処分それ自体には違法・不当な点は存しないというべきである。

2 これに対し、請求人は別紙1に記載のように、時効消滅部分が支給されないのは、平成〇年〇月〇日に〇〇年金事務所に相談した際に振替加算の手続きについて案内がなかったため、日本年金機構の担当者の不作為によるものである旨を主張する。

そして、請求人は公開審理期日において、平成〇年〇月の年金相談の際には配偶者に関する質問は受けなかったと述べ、請求人に係る、①被保険者記録照会（納付Ⅱ）、②平成〇年〇月〇日付け、年金決定通知書・支給額変更通知書を提出した。

①によると、〇〇年金事務所が〇〇〇〇（平成〇）年〇月〇日に印字したとされ、請求人は昭和〇年〇月から平成〇年〇月までの期間は国民年金の第3号被保

険者であったとされている。②によると、平成〇年〇月を支給額等変更年月とし、決定・変更理由として、65歳に到達したため老齢基礎年金・老齢厚生年金を支払うことにした旨が記載され、基本となる年金額として、老齢厚生年金〇万〇〇〇〇円および老齢基礎年金〇〇万〇〇〇〇円が記載されているが、加算額は〇円とされている。

上記①及び②によれば、請求人は国民年金第3号被保険者制度の施行時点から60歳到達の前月まで第3号被保険者であるのであるから、請求人に係る加給金を受給していた配偶者がいることが想定される一方、請求人の年金額に振替加算額がないことが明確である。そうであれば、請求人が65歳到達の4か月後に行った年金相談の際に、年金事務所が、請求人に配偶者の有無を問い、生計維持関係の確認を行うなどして、配偶者情報への注意義務を怠ることがなければ、請求人の老齢基礎年金に振替加算額が加算されていないことが容易に分かり、請求人に加算開始事由該当届の提出を促すことが可能だったといえる。そして、請求人が平成〇年〇月に加算開始事由該当届を提出すれば、請求人は、同年〇月から、振替加算額を加算した老齢基礎年金を受給することができたものと認められるのであるから、同年〇月〇日の年金相談の日に、請求人が加算事由該当届等必要書類を提出したものとみなすのが相当であり、社会保険分野にも適用があるとされる信義則の法理に照らし、これにより消滅時効の進行が妨げられるものというべきである。したがって、請求人に係る振替加算額につき、同年〇月以前分の振替加算額を除外して支給するとした原処分は妥当ではない。

3 そうすると、以上の趣旨と異なる原処分は妥当でなく、取り消されなければならない。

よって、主文のとおり裁決する。